

「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	措置命令	
根拠条例等・条項	堺市屋外広告物条例第19条第1項	
所 管 課	都市計画部 都市景観室	
<p style="text-align: center;">処 分 基 準</p> <p>（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない </div> <p>【堺市屋外広告物条例】 （措置命令）</p> <p>第19条 市長は、第10条又は第17条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの改修、修繕若しくは移転その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>（参考） （禁止広告物）</p> <p>第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件（以下「禁止広告物」という。）については、これを表示し、又は設置してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの (2) 著しく破損し、又は老朽したものの (3) 倒壊又は落下のおそれがあるものの (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものの (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるものの (6) 前各号に掲げるもののほか、その形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観の形成若しくは風致を害するおそれのある広告物若しくは掲出物件又は公衆に対し著しく危害を及ぼすおそれのある広告物若しくは掲出物件として規則で定めるもの <p>（管理義務）</p> <p>第17条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>	
<p>聴聞・弁明の機会の付与の区分</p>	<p>聴聞又は弁明の別</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ・聴 聞 ・弁 明 </div>
	<p>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</p>	<p>—</p>
	<p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>—</p>